(前略)

(事務本部)

改

第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、プロボストオフィス<u>及び</u>公正調査監査室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。

正

前

- 2 前項の部に部長を、課に課長を、プロボストオフィス及び室に室長を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の部に次長を 置くことができる。

(中略)

(内部組織)

第9条 別表4の事務組織欄に掲げる組織に、それ ぞれ同表の設置組織・職欄に掲げる組織又は職を 必要数置き、これらの数、組織の名称その他必要 な事項は、総務担当理事が定める。

2 · 3 (略)

(職責)

第10条 事務本部に置く部の部長、プロボストオフィス室長<u>及び</u>公正調査監査室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、プロボストオフィス<u>及び</u>公正調査監査室の事務を掌理し、共通事務部の事務部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。

2 · 3 (略)

4 副事務長は、当該事務長の職務を助け、当該事 務組織の業務を整理する。

 $5 \sim 10$ (略)

(中略)

別表1 (第4条関係)

部•室	課・室							
(略)								
公正調査監査室	_							

別表 2 (略)

別表3 (第8条関係)

1	組	2	特命事項	3	設	置	組	4	必	要事項	
j	織			織	• 職			を		る者	
総	※務部 (略)							総務担当理事			
		(略)									
(略)											

別表4・5 (略)

(事務本部)

改

第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。

正

後

- 2 前項の部に部長を、課に課長を、プロボストオフィス及び室に室長を置き、不正防止実施本部事務室 長は、総務担当の理事をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の部に次長を、 前項の室に副室長を置くことができる。

(内部組織)

第9条 別表4の事務組織欄に掲げる組織に、それ ぞれ同表の設置組織・職欄に掲げる組織又は職を 必要数置き、これらの数、組織の名称その他必要 な事項は、総務担当<u>の</u>理事が定める。

2 · 3 (同 左)

(職責)

- 第10条 事務本部に置く部の部長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長及び不正防止実施本部事務室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室の事務を掌理し、共通事務部の事務部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。
- 2 · 3 (同 左)
- 4 <u>副室長及び</u>副事務長は、当該<u>室長又は</u>事務長の 職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。

5~10 (同 左)

附則

この規程は、令和3年4月16日から施行する。

別表1 (第4条関係)

12 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
部•室	課・室
(同	左)
公正調査監査室	_
不正防止実施本部事務室	

別表 2 (同 左)

別表3 (第8条関係)

		17.1.									
1	組	2	特命事項	3	設	置	組	4	必要	事項	を
絹	韱			織	• 鵈	È			定め	る者	
総教	部		(同	左))			総	务担当	<u>の</u> 理	事
					(同	Ė	로)				
(同 左)											

別表4・5 (同 左)